

# 私たちこんな活動しています!

## 刑事拘禁された人の境遇に思いを寄せる

刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会 委員 小竹 広子 (61期) ●Hiroko Kotake

### 1 弁護士会らしい活動

「刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会」(以下、「当委員会」とする)という長〜い委員会名がどうしてついたのか、私は知りません。しかし、「刑事法制」にとどまらず、あえて「刑事被拘禁者の権利に関する」とつけた部分に、この委員会のスピリットを感じます。刑事被拘禁者は、ある意味、最も社会から疎外され、分断され、力を奪われた人たちです。彼らの権利状況に組織として関心を寄せるのは、人権NGOと弁護士会くらいのものではないでしょうか。その意味で当委員会は、非常に弁護士・弁護士会らしい活動を行っていると感じています。

現在の委員長は柴田勝之先生、構成メンバーは46人です。

### 2 施設の見学

毎年必ず行っている活動として、施設の見学があります。多くの場合は、国内各地の刑務所・少年院・自立更生促進センター・就業支援センター・更生保護施設等から、まとめて見学しやすい位置関係にある2施設を選び、2日間かけて見学します。

近年はどこの施設でも更生処遇プログラムが充実していますので、施設見学の際に、できる限りプログラムを見せてもらうようお願いしています。また見学前後に職員の方とごっくばらんに質疑応答をすることで、施設の雰囲気を知ることができます。

複数の施設に行ってみると、同じカテゴリ

の刑事施設でも、施設ごとに雰囲気はずいぶん違うことがわかります。逆に、共通して抱えている構造的な問題点も見えてきます。

### 3 海外調査

2016年には、日弁連の人権大会で刑事制度改革がテーマとなったことに合わせ、当委員会では海外調査のためスペインに行き、人権大会のプレシンポジウムも行いました。

スペイン憲法には「刑罰は更生と社会への再統合を狙いとすべきであり、強制労働で構成されるものであってはならない」と明記されています。施設見学も行いましたが、刑務所は更生プログラムの実施と社会復帰支援を主眼とする施設となっていました。刑務所から社会にソフトランディングさせるために、社会内でプログラムを行っている治療共同体も訪問しました。彼我の違いに大いに刺激を受け、日本の制度改革に向けて今後生かしていきたいと感じました。

### 4 研修会の開催

当委員会では、年に一度、刑事法制や刑務所処遇に関わる研修会を開催しています。今年2月には、ホリエモンこと堀江貴文氏や鈴木宗男氏を含む受刑者に寄り添って弁護士活動を行ってこられた古畑恒雄先生に、「刑事弁護士として知っておきたい寄り添い弁護士活動」と題してレクチャーをいただきました。

定例の研修会以外にも、タイムリーなテーマでシンポジウムや講演会を企画・実施し、

## 私たちこんな活動しています! [刑事拘禁された人の境遇に思いを寄せる]

書籍やパンフレットの出版等を行っています。  
海外調査やシンポジウムは、良い企画があれば随時実施しますので、アイデアと意欲のある方の参加をお待ちしています。

### 5 三合同拘禁施設調査委員会等との連携

三合同拘禁施設調査委員会や、三会障害者等刑事問題検討協議会には、当委員会から委員を派遣し、情報交換・連携を行っています。

### 6 若手委員のコメント(宗像 洸)

私は、新人研修で刑事事件を受任した際にご指導いただいた先輩弁護士のご紹介で、当委員会を知りました。「毎年刑事施設見学にも行けるからぜひ入りましょう!」と誘っていただき、面白そうだなと思って入会しました。

各地の刑事施設を訪問し、施設内に立ち入らせていただきながら見識を深めるという体験は、当委員会ではできない貴重なものだと思います。また、修習中に学ぶような刑事弁護活動のみならず、福祉施設との連携、受刑中や受刑後の生活サポート等の多岐にわたる場面で求められる弁護活動を改めて学習することができ、とても勉強になる環境だと思います。

他の刑事系の委員会よりも少人数であるからこそ、先輩方との距離も近く、アットホームな雰囲気です。自分の仕事のペースに合わせて参加できますので、私のような若手の勤務弁護士であっても、無理なく楽しく活動できると思います。

■

当委員会の活動に興味のある方は、  
人権課(03-3581-2257)まで御連絡ください。



旭川刑務所カタックリちゃんと(執筆者は右から3番目、宗像委員は一番左)